

奈良市入札監視委員会報告書

平成 31 年 3 月

奈良市入札監視委員会

はじめに

平成13年4月「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、同法第17条の「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以降、「適正化指針」という。）において、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、公正な競争の促進、談合その他の不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保について審査及び意見の具申を行う入札監視委員会等の第三者機関の設置を始め、その他学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとされた。

奈良市では、それらの要件を確保し、入札や契約手続を監視する公正かつ独立した第三者機関として、平成23年1月に奈良市入札監視委員会を設置した。平成29年4月、奈良市長から委嘱を受けた委員会は、学識経験者、弁護士及び公認会計士の3名で組織し、各委員が個別に抽出した案件を基に、外部監査的な視点で入札事務が公正・適正に執行されているかについて審議を重ねてきた。

本報告書は、2年間の任期を迎えるに当たり、本委員会が審議の中でどのような点に着目し議論を行ってきたのかをここに報告する。さらに今後の改善に向けた検討課題について取りまとめたので、本報告者からの提言とする。

第1章 委員会の開催及び抽出対象案件

1 委員会の開催頻度

奈良市入札監視委員会は、原則として6か月に1回の開催とし、平成29年度から2年間で合計4回の審議を行った。又、平成30年4月に奈良市企業局の案件で、再苦情処理会議を開催した。

平成29年度

第1回定例会議 平成29年 7月12日(水) 10:00～12:00

第2回定例会議 平成30年 2月 9日(金) 10:00～12:00

平成30年度

再苦情処理会議 平成30年 4月23日(月) 10:00～12:00

第1回定例会議 平成30年 7月12日(木) 14:00～16:00

第2回定例会議 平成31年 2月 8日(金) 10:00～12:00

2 審議対象となる入札事案の抽出方法

定例会議では奈良市及び奈良市企業局から入札手続の運用状況について報告を受け、そのうち委員会が事前に抽出した案件について、入札事務が公正・適正に執行されているかの審議を行った。本委員会が抽出の対象としたのは、概ね半期ごとの奈良市及び奈良市企業局が発注した予定価格が130万円を超える建設工事及び50万円を超える測量・建設コンサルタント業務若しくは請負契約において設計変更を行った工事等の案件である。

平成29年度

第1回定例会議 平成29年7月12日

審議対象期間 平成29年1月1日～平成29年5月31日

抽出対象案件 一般競争入札72件、指名競争入札23件、随意契約5件

抽出案件 ①口径25耗鉛給水管布設替工事に伴う路面復旧工事(制限付一般競争入札)(抽出理由:落札率が高い理由)

②JR奈良駅南特定土地区画整理事業支障物件調査業務委託(その1)(指名競争入札)(抽出理由:落札率が高い理由、同種業務が複数あるため業務内容について確認)

③橋梁定期点検業務委託(法華寺町地内他・北部第496号線(神

- 明橋)他)(一般競争入札)(抽出理由:落札率が高い理由、応札者が少ない原因)
- ④近鉄西大寺駅南土地区画整理事業設計修正業務委託(指名競争入札)(抽出理由:落札率が高い理由、同種業務が複数あるため業務内容について確認)
- ⑤都祁小学校プール更衣室新築工事(指名競争入札)(抽出理由:指名の理由、応札者の少ない原因)
- その他議題
- ・設計変更ガイドラインに基づく報告について(道路改良工事(あやめ池南八丁目地内他・西部第358号線他))
 - ・消防局審議案件について(「入札に係る事務担当職員への確認調査(内部調査)」について検証(審議))

- 第2回定例会議 平成30年2月9日
- 審議対象期間 平成29年6月1日～平成29年12月31日
- 抽出対象案件 一般競争入札352件、指名競争入札35件、随意契約54件
- 抽出案件
- ①公共下水道築造工事(一般競争入札)(抽出理由:落札率が高い理由)
 - ②市営住宅空家改修工事(1)3工区(制限付一般競争入札)(抽出理由:空家改修工事の入札状況等の確認)
 - ③JR奈良駅南特定土地区画整理事業支障物件調査業務委託(その5)(一般競争入札)(抽出理由:同種調査業務委託の入札状況等の確認)
 - ④JR奈良駅南特定土地区画整理事業支障物件調査業務委託(その4)(一般競争入札)(抽出理由:同種調査業務委託の入札状況等の確認)
 - ⑤JR奈良駅南特定土地区画整理事業に伴う詳細設計業務委託(指名競争入札)(抽出理由:落札率が高い理由)
 - ⑥街区公園(ゾーン5)除草業務委託(制限付一般競争入札)(抽出理由:同種業務委託の入札状況等の確認)
- その他議題
- ・契約後VE方式の試行について

平成30年度

- 再苦情処理会議 平成30年4月23日
- 審議対象案件 佐保川第1処理分区管きょ改築工事に伴う詳細設計業務委託

第1回定例会議	平成30年7月12日
審議対象期間	平成30年1月1日～平成30年5月31日
抽出対象案件	一般競争入札87件、指名競争入札11件、随意契約7件
抽出案件	<p>①飛鳥配水池更新工事に伴う詳細設計業務委託（指名競争入札） （抽出理由：落札率が高い理由）</p> <p>②道路災害復旧工事（月ヶ瀬長引地内・長引田山線）（制限付一般競争入札）（抽出理由：入札条件の設定等の確認）</p> <p>③道路災害復旧工事（月ヶ瀬長引地内）（随意契約）（抽出理由：②の工事との関係）</p> <p>④（仮称）辰市こども園園舎新築工事（一般競争入札）（抽出理由：応札者の少ない理由、JV参加企業の説明）</p> <p>⑤（仮称）学園南こども園園舎改築その他工事（制限付一般競争入札）（抽出理由：応札者の少ない理由、JV参加企業の説明）</p>
その他議題	・設計変更ガイドラインに基づく報告について（浸水対策工事（東九条町地内他・西九条川支流）、（仮称）辰市こども園園舎新築工事）
第2回定例会議	平成31年2月8日
審議対象期間	平成30年6月1日～平成30年12月31日
抽出対象案件	一般競争入札418件、指名競争入札33件、随意契約47件
抽出案件	<p>①米谷配水池更新工事（一般競争入札）（抽出理由：落札率が高い理由）</p> <p>②2,3号炉排ガス施設点検整備補修（一般競争入札）（抽出理由：落札率が低い理由）</p> <p>③京終駅観光トイレ改修その他工事に伴う建築設計業務委託（制限付一般競争入札）（抽出理由：落札率が高い理由、落札者決定に至る経緯の確認）</p> <p>④一条高等学校他5校屋内運動場トイレ改修工事（制限付一般競争入札）（抽出理由：落札率が高い理由、学校関係工事との関連の確認）</p> <p>⑤佐保川バンビーホーム他1ホーム増改築その他工事（指名競争入札）（抽出理由：指名競争入札の理由、落札率の高い理由）</p>
その他議題	・設計変更ガイドラインに基づく報告について（橋梁長寿命化修繕工事（右京二丁目地内他・中部第1056号線（常福寺橋））

第2章 入札制度の概要

本章では、平成29・30年度における奈良市の入札制度の概要について報告する。

(1) 制限付一般競争入札

奈良市では、平成12年度以降、一般競争入札が徐々に導入され、現在はその対象が11業種（土木、建築、舗装、造園、管、塗装、防水、電気、解体（とび経過措置）、測量、建築設計）まで拡大しているが、地域要件として事業所の所在地を市内本店に限定する「制限付一般競争入札」を実施している。

(2) 等級区分

奈良市では、入札参加機会を均等化するために、会社の規模や能力に応じた等級区分を設けている。具体的には、まず入札参加者等の総合的な能力を判定するために、経営事項審査の総合評定値通知書に基づいた客観的要素と工事成績評点表（表1）に基づいた主観的要素がそれぞれ評定され、その合計点数から総評定点が算定されている。そしてその算定結果に基づいて決定されているのが、格付基準表である（表2）。

等級区分は、土木と建築の工種で設けられ、その参加者数及び年間発注金額等の動向を加味して決定される（表3）。ただし、土木のC～Fランクは業者数が多いため、2グループに分けて入札が行われている。

表1 工事成績評点表

工事成績	A	B	C	D	E
点数	100点～91点	90点～81点	80点～71点	70点～51点	50点～
評点	30	15	6	0	-20

(注) 前格付時の年の1月1日から格付をしようとする年の前年の12月31日までの間における市発注工事の平均工事成績(2ヵ年分)により評点する。

表2 格付基準表

等級	A	B	C	D	E	F	G
点数	850点以上	849点～750点	749点～650点	649点～600点	599点～550点	549点以下	新規

(その他の要件)

- ・ A等級及びB等級は、建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定により特定建設業の許可を受けている者とする。
- ・ A等級は資本金額4,000万円以上、B等級は資本金額2,000万円以上とする。
- ・ A等級は1級技術者3人以上を含む技術者7人以上、B等級は1級技術者1人以上を含む技術者3人以上、C等級は1級又は2級技術者を1人以上含む技術者2人以上とする。

表3 等級区分(平成30年度)

(土木) 361社		(新規:12社)	
等級	設計金額(単位:千円)	区分	業者数
A	50,000以上	1	12
B	30,000以上 50,000未満	1	22
C	15,000以上 30,000未満	2	100
D	8,000以上 15,000未満	2	67
E	3,000以上 8,000未満	2	82
F	3,000未満	2	66

(建築) 145社		(新規:3社)	
等級	設計金額(単位:千円)	区分	業者数
A	80,000以上	1	11
B	50,000以上 80,000未満	1	8
C	20,000以上 50,000未満	1	33
D	8,000以上 20,000未満	1	47
E	3,000以上 8,000未満	1	17
F	3,000未満	1	26

※工種は3種まで登録できるため、業者数は重複している。

(3) 予定価格と最低制限基準価格

予定価格と最低制限基準価格は、奈良市では平成 12 年から共に事前公表している。

最低制限基準価格の水準は、国交省が推奨している「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（以下、「公契連モデル」という）」が採用されている。近年、公契連モデルは、最低制限価格の水準が引き上げられているのに対し、奈良市は平成 20 年度公契連モデルの水準が採用されている（表 4）。

表 4 建設工事の最低制限基準価格

工事請負契約	奈良市現行	
	20 年度公契連モデル（範囲は、現在の公契連モデル）	
直接工事費	95 %	
共通仮設費	90 %	
現場管理費	60 %	
一般管理費	30 %	
範囲	70 % < 最低制限基準価格 < 90 %	

工事請負契約	公契連モデル	公契連モデル	公契連モデル	公契連モデル	公契連モデル
	H21.4～	H23.4～	H25.5.16～	H28.4～	H29.4～
直接工事費	95 %				97 %
共通仮設費	90 %				
現場管理費	70 %	80 %		90 %	
一般管理費	30 %		55 %		
範囲	70 % < 低入札価格調査基準 < 90 %				

(4) 最低制限価格及び低入札価格調査制度

奈良市では最低制限価格の決定に当たって、次のような独自の方式を採用している。

① 3%抽選制度

この制度は、事前公表した最低制限基準価格に、開札日当日に立会人のくじで決定した最低制限価格算出割合（範囲は 97.0%～99.9%）を乗じて、最低制限価格を決定する。

② 変動型最低制限価格制度

この制度は、すべての入札参加者の入札金額から標準偏差を求め、偏差の埒外の入札額を除いた入札金額の平均値の 95%と公契連モデルの値を比較し、低い方の価格を最低制限価格に決定する。平成 23 年 9 月以降、予定価格 5,000 万円以上の

案件が本制度の対象である。

③低入札価格調査制度

総合評価落札方式案件を対象に低入札価格調査制度を導入しており、調査基準価格を下回った業者より調査報告書の提出を求めると共に、直接ヒヤリングを行い入札価格の根拠を精査し、低入札価格調査委員会に諮っている。

第3章 抽出案件に対する審議内容

本章では、委員会が抽出した案件に対し主務課、契約課及び企業局から説明を受け、どのような審議がなされたかについて報告する。

・口径25耗鉛給水管布設替工事に伴う路面復旧工事

落札率が高いということで抽出を行った。最低制限基準価格が事前公表され、当日抽選した最低制限価格算定割合が99.9%で算出され予定価格に近い業者が落札となった。奈良市特有の3%抽選制度での弊害であり、事務局においてもこのルールについて議論はされているが、3%抽選制度に変わる制度がなかなかないのが現状である。課題としては指摘しているので、引き続き検討をしていただきたい。

・JR奈良駅南特定土地区画整理事業支障物件調査業務委託（その1）

落札率が高いということと、同種業務が複数あるため業務内容について確認を行うために抽出を行った。指名競争入札で行われているが、業者が固定化されており、落札率も90%を切っているが、高い状況がある。一般競争入札への移行も視野に検討をしていただきたい。

・橋梁定期点検業務委託（法華寺町地内他・北部第496号線（神明橋）他）

落札率が高いという理由と応札者が少ないということで抽出を行った。入札参加対象業者は176者あったが、2者の応札であった。橋梁点検は全国で行われており、仕事が過剰な状態である。過剰な状態の中で、1月27日開札で年度末までの工期ということで応札が少なかったと考えられる。入札のやり方、発注時期、業者確保のやり方を十分に考え発注していただきたい。

・近鉄西大寺駅南土地区画整理事業設計修正業務委託

落札率が高いということと、同種業務が複数あるため業務内容について確認を行うために抽出を行った。内容は、過去に行った設計の修正作業ということで、土地区画

整理事業に精通した10者を指名し応札者が多いわりに落札率が高かった。土地区画整理事業の実績を条件とした一般競争入札への移行も考えられるので、事務局と発注課において検討をしていただきたい。

・都祁小学校プール更衣室新築工事

指名競争入札にしている理由と、応札者の少ない原因について説明を求めるために抽出を行った。プレハブ構造の建築物であり、一般の建築業者に発注するとプレハブ業者への丸投げになるため、プレハブ建築を専門的に扱う業者への指名となっている。夏のプールに間に合うよう工期が短いという問題があり辞退が増えたと考えられる。工期を十分に確保し、競争性が発揮されるよう発注していただきたい。

・公共下水道築造工事

落札率が100%になっているため抽出を行った。2者入札で1者が最低制限価格未満になり、残りの1者が100%の入札額で落札となった。今回の案件は、予定価格5千万円以上で変動型を採用されており、2者だとその機能が発揮されない問題が生じる。今後の課題として改善方法を考えていただきたい。

・市営住宅空家改修工事（1）3工区

同種の空家改修工事の入札状況等の確認を行うために抽出を行った。毎年募集時期に対応した発注となっており、工期等を考慮し、分割した発注となっている。応札された開札録では全員が最低制限価格に張り付いている状況ということで競争性は働いていると考えられる。毎年、一定の件数の工事が発注されているので、落札率が高くなるとまた検討の課題となってくる案件である。

・JR奈良駅南特定土地区画整理事業支障物件調査業務委託（その5）

同種調査業務委託の入札状況等の確認のために抽出を行った。監視委員会での意見をもとに、指名競争入札から一般競争入札に変更された案件であり、落札率も下がった。スケジュール的に一般競争入札ができないこともあるとの説明であったが、入札の結果からすると一般競争入札を行う方が望ましい結果が出た。できる限り一般競争入札を採用して進めていただきたい。

・JR奈良駅南特定土地区画整理事業支障物件調査業務委託（その4）

同種調査業務委託の入札状況等の確認のために抽出を行った。監視委員会での意見をもとに、指名競争入札から一般競争入札に変更された案件であり、落札率も下がった。スケジュール的に一般競争入札ができないこともあるとの説明であったが、入札

の結果からすると一般競争入札を行う方が望ましい結果が出た。できる限り一般競争入札を採用して進めていただきたい。

- ・ J R 奈良駅南特定土地区画整理事業に伴う詳細設計業務委託

指名競争入札にしている理由、落札率が100%ということで抽出を行った。指名条件は、土木関係コンサルタント業務（道路、上水道、下水道、都市計画）の全ての登録があり、市内に本店又は営業所を有して、過去10年に土地区画整理事業の設計実績、街づくり区画整理協会又は全日本土地区画整理士会の会員の10者すべてを指名している。最低制限価格付近で入札した落札候補者となった者が内訳書の日付について記載誤りがあり無効となって、予定価格で入札した5者による抽選となった。入札結果からすると指名競争入札による弊害が発生しているように考えられる。時期的なものもあるが、十分な期間が取れるなら一般競争入札にすることも検討されたい。

- ・ 街区公園（ゾーン5）除草業務委託

同種業務委託の入札状況等の確認のため抽出を行った。年2回の草刈業務を24ブロックに分けて、予定価格ごとに造園の発注区分1から4に発注されている。又草刈りの関係で時期的に同時進行するため、分割した発注となっている。応札された開札録では全員が最低制限価格に張り付いている状況ということで競争性は働いていると考えられる。毎年、一定の件数の草刈が発注されているので、落札率が高くなるとまた検討の課題となってくる案件である。

- ・ 飛鳥配水池更新工事に伴う詳細設計業務委託

落札率が高いので抽出を行った。以前同じような案件で一般競争入札を行った時に参加者数が少なかったことがあり、指名競争入札で行われた。応札者数は多いが算出割合が99.5%で4者が最低制限価格未満で失格となり、落札率が高くなった。3%抽選制度による弊害であり、今後も引き続き検討をしていただきたい。

- ・ 道路災害復旧工事（月ヶ瀬長引地内・長引田山線）

入札条件の設定等の確認と随意契約との関係について説明いただきたく抽出を行った。平成29年10月の災害、台風の被害により都祁・月ヶ瀬地区において災害復旧工事が発生し、市内本店を対象とした制限付一般競争入札で発注基準ごとに土木CDEF等級にそれぞれ発注された。本案件の入札ののちに本案件の落札業者と道路災害復旧工事（月ヶ瀬長引地内）の随意契約が行われた。災害査定において単独部分となった部分について地元協議が遅れたため随意契約となったが、同じ工事場所で経費が削減できるということで6号随契となった。随意契約の理由としては理解できるが、

発注基準があり、随意契約分の金額を足した時に発注等級が変わる場合も考えられるので、十分注意をしていただきたい。

- ・道路災害復旧工事（月ヶ瀬長引地内）

道路災害復旧工事（月ヶ瀬長引地内・長引田山線）の落札業者と随意契約が行われた。災害査定において単独部分となった部分について地元協議が遅れたため随意契約となったが、同じ工事場所で経費が削減できるということで6号随契となった。随意契約の理由としては理解できるが、発注基準があり、随意契約分の金額を足した時に発注等級が変わる場合も考えられるので、十分注意をしていただきたい。

- ・（仮称）辰市こども園園舎新築工事

応札者の少ない理由とJV参加企業の説明を聞きたく抽出を行った。当初は市内本店の建築AJVを対象とした、総合評価落札方式一般競争入札で行われたが、開札時点で入札参加者が1者となったため、入札不成立となり、再度、市内本店以外の業者も参加できるように入札参加条件を変更して公告が行われた。入札参加者と応札者が非常に少ないので、何か検討できることがあれば検討していただきたい。

- ・（仮称）学園南こども園園舎改築その他工事

応札者の少ない理由とJV参加企業の説明を聞きたく抽出を行った。市内本店の建築AJVを対象とした、制限付一般競争入札で行われた。議会上程の関係があり総合評価では行なわれなかった。3JVが参加申請を行い、応札も3JVが行ったが、2JVが予定価格、1JVが最低制限価格で応札した。入札参加者と応札者が非常に少ないので、何か検討できることがあれば検討していただきたい。

- ・米谷配水池更新工事

落札率が高いということで抽出を行った。水道施設工事及び電気工事の総合評定値がそれぞれ700点以上という入札参加条件となっており対象業者は60者あるが、2者しか参加がなかった。価格の割に高い技術力がある工事ということで入札参加者が少なかったとのことだが、今後もこのような更新工事が続くのであれば、今後の水道事業に支障をきたすこともあるので、改善できる点があれば検討していただきたい。

- ・2, 3号炉排ガス施設点検整備補

落札率が低いということで抽出を行った。修繕ということで最低制限価格の設定がなく今回51.19%という低い率で落札された。2者応札で競争性が発揮されたと考えられるが、元々の予定価格の算定が高いのではないかと受け取れる。今回2者

が応札したということで、予定価格算出の際に相見積が取れるのであれば取るよう検討していただきたい。

- ・京終駅観光トイレ改修その他工事に伴う建築設計業務委託

落札率が高いということと、落札者決定に至る経緯の確認を行うため抽出を行った。平成30年度の市内本店の建築設計の制限付一般競争入札では、入札参加申請者及び応札者について入札参加資格者に対し少ない案件が続いており、落札率が高い案件がある。入札者数を増やす方法を検討するとともに、発注基準の見直しも視野に入れた検討が必要と考えられる。

- ・一条高等学校他5校屋内運動場トイレ改修工事

落札率が高いということと、学校関係工事との関連があるのかについて確認を行うため抽出を行った。市内本店建築業者の制限付一般競争入札で発注されており、平成30年度の発注を見ると金額が高いものが、多数の学校の屋内運動場のトイレ改修となっており、手間がかかるということで落札率が高くなっていると考えられるとの説明があった。工期等も配慮して発注されていると考えられるが、高落札にならないよう検討していただきたい。

- ・佐保川バンビーホーム他1ホーム増改築その他工事

指名競争入札にしている理由と、落札率が高いため抽出を行った。プレハブ構造の建築物であり、一般の建築業者に発注するとプレハブ業者への丸投げになるため、プレハブ建築を専門的に扱う業者への指名となっている。今回の案件は、落札候補者が、内訳書の添付忘れにより失格となり高落札となった案件である。必要書類については、十分説明を行っておられると考えるが、再度業者に対し周知するようお願いしたい。

第4章 設計変更ガイドラインに基づく報告

本章では、設計変更ガイドラインに基づく報告された案件について報告する。

- ・道路改良工事（あやめ池南八丁目地内他・西部第358号線）

池からの底樋への流入量が当初想定量を上回ったため、締切工として大型土のうの設置・撤去、仮締切に伴うポンプ排水工を追加、水利組合との協議によるごみ吸出し防止柵の腐食しない材質への変更、歩道法面の防草シートからモルタル吹付への変更、地盤軟弱に伴う推進工の発進立抗の矢板の設置・撤去、仮設備ヤードの土質改良工の

追加、警察との協議・指示による区画線工・安全付属施設の追加、推進着手後の障害物による先導管の縦断勾配維持の薬液注入の追加のため設計変更が行われた。

今回の案件は、設計変更が5割に近く、金額についても2100万円と大きな金額で稀なケースであることから慎重な対応をされたものと考えているが、設計変更には慎重を期して対応していただきたい。

・浸水対策工事（東九条町地内・西九条川支流）

当初設計は開削工法による管布設延長496mと推進工法による管布設延長53mで施工を計画していたが、地域の住民から負荷の少ない施工方法での工事実施の要望、また工事区間内の事業者と最終調整を行ったところ車両等の24時間の緊急の不定期の出入りがあるということで、車両等が敷地内から出ることができなくなり、道路の通行止めを実施することが基本的には出来なくなったということで、開削工法による管の布設を、交通規制や出入りに影響のない推進工法に変更したため設計変更が行われた。

当然想定される支障がこれだけあるということで、開削での工事がこの現場で出来ないことを十分に調整しておらず、設計変更に至っている。このことを教訓化して二度とないように十分に検討調整し、設計変更については慎重に対応していただきたい。

・（仮称）辰市こども園園舎新築工事

既設工作物の撤去工事に着手したところ、敷地外周ネットフェンス下の地中より土間コンクリートが発見されたことに伴う撤去処分の追加、建物直下にて地質調査を2箇所実施した結果、支持層の位置及び地質がそれぞれ既調査と異なっており、支持層の有無及び深さが不確定であるので、杭先端の支持層のみで支持力を期待する鋼管杭工法（先端羽根付鋼管杭）では不確定要素があることから、杭全体の地層への摩擦及び先端の支持力も期待でき、一定の深度を確保すればよい、PC杭（先端摩擦杭）に変更するため設計変更が行われた。

地質調査は2箇所で行っていたが、建物のプラン変更で念のため追加で行った地質調査の結果、支持層が違うことが判明し、杭の種類を変えたものであるが、建物の安全性に関わるものなので、発注前に十分な調査を行っていただきたい。

・橋梁長寿命化修繕工事（右京二丁目地内他・中部第1056号線（常福寺橋））

現場塗装工（塗装塗替工）において、3種ケレン相当にて塗替える計画であったが、施工前に確認のため既設塗膜調査を実施したところ、微量のPCBが検出され、それに伴い、剥離剤による塗膜除去及び特別管理産業廃棄物除去作業として飛散対策等を行うため設計変更が行われた。平成30年3月に通達があり、今後は設計段階で塗膜調査を行いPCBが含まれるものは、飛散防止の設計を工事に含めて発注する方法に

改める。

今回は、通達前に行われた設計に基づき工事発注がされ発見されたものですが、今後は設計段階で塗膜調査を行いP C Bが含まれるものは、飛散防止の設計を工事に含めて発注する方法に改められるので、適切な対応だったと考えられる。

第5章 再苦情処理会議について

本章では、再苦情処理会議で審議された案件について報告する。

・佐保川第1処理分区管きょ改築工事に伴う詳細設計業務委託

企業局発注の委託業務で平成30年2月15日告示、同年3月13日に開札された上記案件について、入札参加資格に示された「下水道管きょ長寿命化計画策定業務の実績」について事前に提出された資料に基づき審査が行われた。その結果、入札参加要件を満たさないと判断され、その旨通知された。

その通知結果に対し、奈良市企業局公共工事等苦情処理手続要領（以下、「苦情処理手続要領」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき苦情が申し立てられた。企業局はこれを受理し、下水道長寿命化計画の定義や、提出された資料において示されている実績は、老朽管渠の改築更新計画に基づいて発注者が指定する路線について改築更新に係る調査及び実施設計を行い、総合地震対策計画の修正を行うという内容であり、企業局が求めた管きょ長寿命化計画策定業務には該当しない旨、苦情処理手続要領第5条第1項の規定に基づき回答された。

この回答に対し、苦情処理手続要領第8条第1項の規定に基づき再苦情が申し立てられた。企業局はこれを受理し、苦情処理手続要領第8条第3項の規定に基づき入札監視委員会（以下、この章において「委員会」という。）に審議の依頼があった。この依頼に基づき本委員会は、奈良市入札監視委員会規則（以下、この章において「委員会規則」という。）第9条の規定に基づき再苦情処理会議を開催し、審議を行った。再苦情処理会議においては、苦情処理手続要領第9条の規定に基づき、再苦情申立者及び企業局、双方から意見陳述及び書面の提出も求め、聴取の結果、委員会規則第9条第2項の規定に基づき意見書を作成し、公営企業管理者に対し報告を行った。以下は、意見書の一部を抜粋したものである。

「当該苦情申立に対する奈良市企業局の回答は妥当であり、本件苦情申立についての再構築計画の実績が長寿命化計画策定の実績に該当するという理由は認められない。なお、今後は入札参加要件について、奈良市企業局・入札参加者双方に解釈において疑義が生じないよう内容をわかりやすく示すとともに、入札参加要件は、業務内容に

応じて十分検討を行い設定するなど改善の余地がないか検討いただきたい。」

本委員会が提出した意見書を受理し、苦情処理手続要領第10条の規定に基づき企業局において、次の3点について回答が行われた。

1. 再構築計画と長寿命化計画の実績の相違点について
2. 長寿命化計画の定義について
3. 過度な技術水準の業務実績を要する理由

また、意見書の内容を踏まえ、入札参加要件の内容をわかりやすく示すとともに、業務内容に応じて入札参加要件を設定するなどの改善の余地についての検討を行う旨も併記された。

企業局の判断については、意見書で述べたとおり適切な対応だったと考えられるが、引き続き、入札参加要件については、解釈に疑義が生じないようわかりやすい表現を心がけるとともに、業務内容に応じて十分検討を行い、過度に入札参加者が限定されることのないようご留意いただきたい。

第6章 入札・契約制度に関し改善された内容

本章では、奈良市が平成29年度から平成30年度に実施した入札・契約制度に関し、改善された措置について次のとおり報告する。

1 前払金及び中間前払金の上限額の廃止について（平成29年4月1日施行）

奈良市・奈良市企業局は、平成29年4月1日以降において、受注者の資金調達・下請事業者等への支払・従業員等への支払に円滑化を目的として、前払金及び中間前払金の上限額の廃止が行われた。

2 地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡承認に関する事務取扱要領の制定について（平成29年4月1日施行）

奈良市・奈良市企業局は、平成29年4月1日以降において、発注者にとっては、工事の適切な施工が確保でき、支払事務の省力化が行えることに加え、建設業の健全育成も図ることができ、受注者にとっては、円滑な資金調達、財務体質の改善が図ることができることを目的に、地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡承認に関する事務取扱要領を制定された。

3 事後審査型一般競争入札の導入について（平成30年4月1日施行）

奈良市企業局は、平成30年4月1日以降において、奈良市企業局が発注する全て

の建設工事（草刈り、植栽管理委託等は除く）の入札方法を、建設業法に基づく工事現場への適正な配置技術者等の確認を行うため、「事後審査型」一般競争入札（制限付一般競争入札含む）に変更された。事後審査型一般競争入札にすることで、速やかに配置技術者等が決定し、施工計画及び契約業務が円滑に行えることとなった。

4 現場代理人の配置について（平成30年4月1日施行）

奈良市企業局は、平成30年4月1日以降において、予定価格が1,500万円以上（税込み）の全ての建設工事については、現場代理人の3か月以上の直接的・恒常的な雇用関係を要件とし、事後審査型一般競争入札の提出書類に記入することで、受注者としての責務の意識と、適正な工事現場の体制作りや役割分担を確立するものとした。

第7章 今後の改善に向けた課題

本章では、取り上げた本委員会での議論を踏まえて、今後さらに改善すべき課題を次のとおり取りまとめたので、本報告者の提言とする。

① 3パーセント抽選制度の検討

奈良市は予定価格と最低制限基準価格を事前公表しており、開札当日抽選で99.9%のような高い率に決定すると入札者の大半が最低制限価格未満で失格となり、予定価格に近い金額で入札した業者の落札となっている。くじで決定した率により失格となり、低価格で落札となるところが高値で落札される制度は市民の理解が得られない場合もあり、予定価格及び最低制限価格の事後公表、事後審査方式の採用など競争性を担保しつつ落札者を決定する新たな制度を引き続き検討されたい。

② 働き方改革を加味した、発注時期の検討

時期的に技術者が配置できない、長期間技術者を拘束するなどの理由により、入札参加者が少ない案件が見受けられた。国土交通省も取り組みの強化を謳っている、働き方改革の推進も踏まえつつ、発注時期の平準化、早期発注、余裕のある工期設定、配置技術者の緩和等を検討し入札参加しやすい環境を整えていただきたい。

③ 一般競争入札の拡大

建設コンサルタントの一部は一般競争入札へ移行もされているが、現在も建設コンサルタントの一部、地質調査、補償調査においては指名競争入札を行っている。業務内容によっては、順次一般競争入札へ移行をされているが、今後も検討をされていか

りたい。

④ 発注基準の検討

測量・建築設計の制限付一般競争入札においては、入札参加申請者及び応札者が入札参加資格者に対し少ない案件が続いており、かつ落札率が高い案件もみられた。発注基準を見直しも踏まえつつ、入札参加申請者及び応札者を増やす方法の検討を行っていただきたい。

⑤ 最低制限価格の見直し

奈良市では、平成20年度の公契連モデルに準拠した最低制限価格を採用している。財政的な理由で据え置いているのも理解できるが、国・奈良県は年々底上げを行っているため格差が生じている。工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすいとされるダンピングへの対策としても一考しつつ最低制限価格の見直しについて検討を行っていただきたい。

⑥ 入札参加要件の検討

再苦情処理会議の意見書に記載したとおり、入札参加要件については、行政側・入札参加者双方に解釈において疑義が生じないように内容をわかりやすく示すとともに、業務内容に応じて十分検討を行い設定するなど改善の余地がないか検討いただきたい。

⑦ 設計変更について

工事請負契約における設計変更ガイドラインに基づき設計の変更が行われているが、車両の通行を確保するため開削工法から推進工法への変更、地質調査により支持層が違ったため鋼管杭工法からPC杭工法への変更等が行われたが、発注前の十分な調査、地元調整を行った上で当初の設計を行い、設計の変更に至らないように努められたい。

平成31年3月31日

奈良市入札監視委員会

委員長 森 裕之

委員 小島 幸保

委員 千崎 育利